

**B 1 — 2 2**

5 年 保 存 ( 常 )  
(令和10年12月31日まで)

F N . B 1 — 7 — 0  
鹿 生 企 第 3 7 2 号  
鹿 地 第 2 6 3 号  
令 和 5 年 1 2 月 1 9 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	子供・女性の安全対策係	TEL	■■■■
----	-------------	-----	------

子供の緊急避難場所「子ども110番の家」制度の運用について（通達）

「子ども110番の家」については、「子供の緊急避難場所「子ども110番の家」制度の運用について（通達）」（平成30年12月17日付け鹿生企第612号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、子供を犯罪の被害から守る一つの方策として、通学路に所在する商店、民家等を中心に委嘱して運用しているところであるが、このたび、選定基準を下記のとおりとしたので、各所属においては誤りのないようにされたい。

なお、この通達は令和6年1月1日から施行し、旧通達は令和5年12月31日限り廃止する。

## 記

### 1 制度の趣旨

通学途中の児童を凶悪犯罪や不同意わいせつ等の事案から守るための一方策として、通学路に所在する商店、民家等を「子ども110番の家」に委嘱して、子供が犯罪等の被害に遭い、又は遭いそうになったときに救助を求めることができることによって、安全・安心なまちづくりに寄与しようとするものである。

### 2 「子ども110番の家」の選定・委嘱

#### (1) 選定基準

- ア 通学路や公園等子供が通行又は利用する場所の周辺に位置すること。
- イ 過去に子供等への見知らぬ者からの声掛け事案や痴漢等が発生している地域、学校、PTAからの要望が強い地域、人家が閑散な地域の通学路又はその周辺に位置すること。
- ウ 地域の実情に応じた分布（数）であること。
- エ 子供の登下校時間帯に開店（責任者等が所在）し、又は家人が在宅しているこ

と。

オ 道路に接している地上の1階に所在しており、子供が駆け込みやすい場所であること。

カ 商店等にあつては同所の責任者及び従業員が、民家等にあつては同所の居住者が、人格及び行動について、社会的信望及び適格性を有すること。

キ 県警あんしんメールの登録や「子ども110番の家」駆け込み訓練への参加等、警察の取組に協力が得られる者であること。

ク 「鹿児島県警察ウェブサイト」内の「犯罪情報マップ」への地点登載（詳細な地点と氏名は非表示）及び小・中学校、高校から要望があつた場合に学生や保護者に周知するために、個人情報（所在地及び店舗名（氏名））を提供することについて承諾が得られる者であること。

## (2) 委嘱

### ア 委嘱の方法

委嘱者は、警察署長とし、別紙1の委嘱状を交付して行うものとする。

### イ 任期

任期は原則として2年とし、再任を妨げない。委嘱者の希望や4(1)の見直し等による場合は、この限りではない。

## 3 「子ども110番の家」の任務

- (1) 事案の発生等により駆け込んできた子供の一時的な保護
- (2) 事案の概要、犯人の人相、使用車両等に関する情報の提供
- (3) 日常の業務を通じて入手した同種事案に関する情報の提供
- (4) 防犯対策上参考となる情報の提供

## 4 運用上の留意事項

### (1) 「子ども110番の家」の廃止

「子ども110番の家」が通学路の変更や学校の統廃合等で場所的に適合していない場合、「子ども110番の家」として機能していない場合又はその他の適格性を有しなくなった場合は、速やかに廃止を行うこと。

なお、廃止に当たっては、学校、PTA、防犯協会、地域安全モニター等の意見を参考に検討すること。

### (2) 新入学生に対する指導・教養の徹底

小学校、PTA、防犯協会、地域安全モニター、教育委員会、市町村等関係機関・団体と連携して、新入学生に対して「子ども110番の家」についての指導・教養を徹底するほか、「子ども110番の家」の設置場所を周知させること。

### (3) 「子ども110番の家」制度に対する広報啓発活動の促進

「子ども110番の家」制度や設置場所について、各種会合等を捉えた広報や地域安全ニュース、広報誌等各種広報媒体を活用した広報に努めること。この場合において、本制度が全地域住民に浸透し、かつ、理解と協力が得られるような活動を展開すること。

(4) 「子ども110番の家」への支援

「子ども110番の家」については機会あるごとに訪問し、任務等についての指導・教養を行うこと。

また、「子ども110番の家」に対しては、駆け込み訓練への参加を求めるなどして、不審者等を発見したときの対応について、より具体的・実践的な指導・研修を行うとともに、見守りへの協力や県警あんしんメールの不審者情報等の受信を依頼するなど、支援を強化すること。

(5) 表示の掲出

「子ども110番の家」には、見えやすい箇所にのぼり旗等、別紙2の表示を掲出させること。

別紙2の表示は、警察署長から委嘱を受けた商店、民家等にのみ、交付すること。

(6) 見守り活動の強化

「子ども110番の家」被委嘱者をはじめ、教職員、ボランティア団体等地域住民を巻き込んだ子供の見守り活動を強化すること。

5 報告

(1) 4の(1)の理由等により廃止を行った場合及び新規に「子ども110番の家」を委嘱した場合は、別記第1号様式により生活安全部生活安全企画課を通じて速やかに報告すること。

(2) 具体的な防犯対策を実施した場合は、その概要を生活安全部生活安全企画課を通じて報告すること。

# 委 嘱 状

殿

あなたを「子ども110  
番の家」に委嘱します。

年 月 日

警察署長



別記第1号様式（5の(1)関係）

1 年 未 満 保 存 ( 年 月 日 まで )
-----------------------------

F N . B 1 - 7 - 1  
号 外  
年 月 日

本部長 殿

署 長

担当	係	TEL	
----	---	-----	--

「子ども110番の家」廃止，新規委嘱について（報告）

所在地	氏名，店舗名（代表者）	廃止・新規・変更の別	小学校区

※ 氏名等の欄には，個人の場合は氏名・生年月日を，店舗等の場合は店舗名と代表者名を記入する（生年月日は警察において把握するものとし，学校への提供は控えること。）。

※ 「鹿児島県警察ウェブサイト」内の「犯罪情報マップ」への地点登載（詳細な地点と氏名は非表示）及び学校から要望があった場合に個人情報（所在地及び店舗名（氏名））を提供することについて説明をすること。